

特別職に属する職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第39号

特別職に属する職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職に属する職員の給与に関する条例施行規則（平成 9 年名古屋市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに」を「、特別職給与条例第 3 条第 4 項において準用する職員の給与に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第 5 号。以下「職員給与条例」という。）第 8 条の 2 及び第 19 条の 2 並びに特別職給与条例第 4 条の 2 第 1 項及び」に改め、「給料」の次に「、手当」を加える。

第 2 条第 1 号中「職員の給与に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第 5 号。以下「職員給与条例」という。）」を「職員給与条例」に改める。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（特別職職員の手当）

第 3 条 特別職給与条例第 2 条第 5 号に掲げる職員に支給する特別職給与条例

第3条第4項において準用する職員給与条例第8条の2に規定する管理職手当の額は、管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）別表第2の1種の項の右欄に掲げる額とする。

- 2 特別職給与条例第2条第4号の2及び第5号に掲げる職員に対する特別職給与条例第3条第4項において準用する職員給与条例第19条の2に規定する管理職員特別勤務手当の支給については、当該職員を管理職手当規則第2条第2項に規定する区分が1種に属する職にある職員とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（教育長及び管理者の管理職手当に関する規則の廃止）
- 2 教育長及び管理者の管理職手当に関する規則（昭和29年名古屋市規則第5号）は、廃止する。